

令和7年度京都府議会海外調査支援業務に係る質疑・回答

No.	質問	回答
1	共同企業体の場合、構成員全てが旅行業法の登録及びプライバシーマークの認証を受けている必要があるか。	共同企業体で共同提案いただく場合は、旅行業法の登録及びプライバシーマークの認証については、構成員の1者が有していれば差し支えありません。
2	議員の航空券の確保についてはビジネスクラスの確保を優先するものとするが、評価基準における価格点はどうなるのか。	議員の航空券は、ビジネスクラスの確保を優先してください。また、価格点については、委託業務分に対する評価とし、航空券代、宿泊代、諸経費、国内鉄道代は評価の対象外としております。
3	両調査団の提案を考えているが、プレゼンテーションでは各調査団ごとに時間をいただけるのか。	1者で両調査団の提案をいただける場合は、調査団ごとにプレゼンテーションの時間を設けます。
4	業務委託費と旅費の合計額が募集要領に記載されている総額の範囲内であれば問題ないか。	業務委託費は必ず「提案上限額」の範囲内である必要があります。その条件を満たした上で、業務委託費と旅費を合わせた合計額が「総額」の範囲内であれば問題ありません。なお、業務委託費と旅費は可能な限り費用を抑えて御提案いただきますようお願いいたします。
5	日本からの添乗員の同行は必須か。	少なくとも1名は日本からの同行をお願いします。また、コーディネーターと添乗員を兼ねることも差し支えありません。
6	コーディネーター等の旅費や宿泊費はどちらに計上したらよいか。	業務委託費に計上をお願いします。
7	コーディネーターや通訳の昼食代及び夕食代については、実費での請求でよいか。	実費での食事代の請求は、議員及び随員職員分のみでお願いします。
8	昼食及び夕食の手配は委託業務の範囲内か。	昼食及び夕食の手配については受託者で手配をお願いします。また、朝食代は宿泊費に含めていただきますが、昼食及び夕食代については、海外調査終了後、実費での請求をお願いします。